

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 13 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 18 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 第五管区海上保安本部海洋情報部
 - （2）住 所 神戸市中央区波止場町 1 - 1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 播磨灘東部（付図のとおり）
 - （2）期 間 令和 8 年 7 月 1 日から
令和 8 年 9 月 9 日までのうち 17 日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深等

- 4 航行船舶に対する安全措置
測量船は水路業務法第 17 条に基づき、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」の標識を掲げる。

